

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 6 月29日
【計算期間】	第 5 期中（自 平成29年10月 1 日 至 平成30年 3 月31日）
【ファンド名】	ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド (Nomura Fund Select - Strategic Income Fund)
【発行者名】	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー (Global Funds Trust Company)
【代表者の役職氏名】	取締役 ジャンフランソワ・カブラス (Jean-François Caprasse, Director)
【本店の所在の場所】	ケイマン諸島、KY1 - 1104、グランド・ケイマン、 ウグランド・ハウス、私書箱309 (PO Box 309, Ugland House, Grand Cayman KY1-1104, Cayman Islands)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野 康造 同 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野 康造 同 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03 (6212) 8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【ファンドの運用状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（Global Funds Trust Company）（以下「管理会社」といいます。）により管理されるノムラ・ファンド・セレクト－ストラテジック・インカム・ファンド（Nomura Fund Select - Strategic Income Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

（2018年4月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計（米ドル）	投資比率（％）
投資信託	ルクセンブルグ	24,102,505	96.62
小計		24,102,505	96.62
現金およびその他の資産（負債控除後）		843,004	3.38
合計 （純資産総額）		24,945,509 （約2,728百万円）	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリアドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、2018年4月27日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝109.35円および1豪ドル＝82.61円によります。

（注３）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、ファンド証券は、米ドル建または豪ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨または豪ドル貨をもって行います。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（２）【運用実績】

【純資産の推移】

2018年４月末日および同日前１年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		１口当たり純資産価格							
	米ドル	円	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年１回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年１回分配型	
			米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2017年５月末日	36,818,768	4,026,132,281	9.90	1,083	10.75	1,176	9.67	799	11.43	944
６月末日	36,909,444	4,036,047,701	9.85	1,077	10.72	1,172	9.59	792	11.39	941
７月末日	37,290,929	4,077,763,086	9.88	1,080	10.78	1,179	9.58	791	11.43	944
８月末日	36,325,530	3,972,196,706	9.91	1,084	10.83	1,184	9.60	793	11.50	950
９月末日	35,380,779	3,868,888,184	9.89	1,081	10.82	1,183	9.56	790	11.49	949
10月末日	32,303,150	3,532,349,453	9.89	1,081	10.84	1,185	9.56	790	11.53	952
11月末日	28,969,195	3,167,781,473	9.85	1,077	10.82	1,183	9.51	786	11.52	952
12月末日	27,237,952	2,978,470,051	9.85	1,077	10.84	1,185	9.47	782	11.52	952
2018年１月末日	27,158,559	2,969,788,427	9.81	1,073	10.81	1,182	9.38	775	11.47	948
２月末日	26,370,817	2,883,648,839	9.70	1,061	10.72	1,172	9.29	767	11.40	942
３月末日	25,643,169	2,804,080,530	9.70	1,061	10.74	1,174	9.27	766	11.43	944
４月末日	24,945,509	2,727,791,409	9.63	1,053	10.69	1,169	9.20	760	11.38	940

【分配の推移】

	１口当たり分配金							
	米ドル建て 毎月分配型		米ドル建て 年１回分配型		豪ドル建て 毎月分配型		豪ドル建て 年１回分配型	
	米ドル	円	米ドル	円	豪ドル	円	豪ドル	円
2017年５月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
６月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
７月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
８月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
９月	0.02	2.19	0.01	1.09	0.04	3.30	0.01	0.83
10月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
11月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
12月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
2018年１月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
２月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
３月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-
４月	0.02	2.19	-	-	0.04	3.30	-	-

設定来累計 （2018年４月末日現在）	1.06	115.91	0.04	4.37	2.12	175.13	0.04	3.30
------------------------	------	--------	------	------	------	--------	------	------

【収益率の推移】

期間	収益率（注１）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2017年５月１日～ 2018年４月末日	0.00%	0.00%	0.31%	0.18%

（注１）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝当該期間最終日の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該期間の直前の日の１口当たり純資産価格（分配落の額）

また、ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（注２）			
	米ドル建て 毎月分配型	米ドル建て 年１回分配型	豪ドル建て 毎月分配型	豪ドル建て 年１回分配型
2013年	- 0.10%	- 0.20%	0.20%	0.20%
2014年	1.91%	2.00%	4.41%	4.39%
2015年	- 2.82%	- 2.95%	- 0.80%	- 0.86%
2016年	6.38%	6.49%	7.68%	7.63%
2017年	3.38%	3.43%	3.43%	3.59%
2018年	- 1.42%	- 1.38%	- 1.16%	- 1.22%

（注２）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝暦年末（2018年については４月末日）の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該暦年の直前の暦年末の１口当たり純資産価格（分配落ちの額）

（2013年の場合、米ドルクラスについては10米ドル、豪ドルクラスについては10豪ドル）

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

(参考情報)

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2018年4月末日現在)**分配の推移**

米ドル建て 毎月分配型(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2017年12月	0.02
2018年 1月	0.02
2018年 2月	0.02
2018年 3月	0.02
2018年 4月	0.02
直近1年累計	0.24
設定来累計	1.06

米ドル建て 年1回分配型(単位:米ドル、1口当り、課税前)	
2014年 9月	0.01
2015年 9月	0.01
2016年 9月	0.01
2017年 9月	0.01
設定来累計	0.04

収益率の推移 (暦年ベース) ※2013年は10月17日から、2018年は4月末日まで(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)

※分配金に対する税金は考慮されておりません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

純資産総額および1口当りの純資産価格の推移 (2018年4月末日現在)



分配の推移

豪ドル建て 毎月分配型 (単位: 豪ドル、1口当り、課税前)		豪ドル建て 年1回分配型 (単位: 豪ドル、1口当り、課税前)	
2017年12月	0.04	2014年 9月	0.01
2018年 1月	0.04	2015年 9月	0.01
2018年 2月	0.04	2016年 9月	0.01
2018年 3月	0.04	2017年 9月	0.01
2018年 4月	0.04	設定来累計	0.04
直近1年累計	0.48		
設定来累計	2.12		

収益率の推移 (暦年ベース) ※2013年は10月17日から、2018年は4月末日まで



(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$
 a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)
 b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配前の額)
 ※分配金に対する税金は考慮されておりません。
 ※ファンドにはベンチマークはありません。

2 【販売及び買戻しの実績】

2018年4月末日までの1年間における販売および買戻しの実績ならびに2018年4月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

米ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
125,600 (125,600)	849,550 (849,550)	967,225 (967,225)

米ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
66,690 (66,690)	147,022 (147,022)	829,940 (829,940)

豪ドル建て毎月分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
101,650 (101,650)	394,660 (394,660)	597,610 (597,610)

豪ドル建て年1回分配型

販売口数	買戻口数	発行済口数
66,000 (66,000)	163,450 (163,450)	303,970 (303,970)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数です。

3【ファンドの経理状況】

- a．ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていません。
- c．ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年4月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.35円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

純資産計算書

2018年３月31日現在

（米ドルで表示）

	注記	（米ドル）	（千円）
資産			
純資産価額で評価した投資有価証券 （取得価額：25,377,813米ドル）	2	25,366,500	2,773,827
銀行預金		642,476	70,255
現金および現金同等物に係る利息		11	1
資産合計		26,008,987	2,844,083
負債			
為替先渡取引に係る未実現損失	13	169,342	18,518
受益証券買戻未払金		114,242	12,492
未払費用	9	82,234	8,992
負債合計		365,818	40,002
純資産		25,643,169	2,804,081

以下のように受益証券によって表象される。

	1口当たり 純資産価格	発行済 受益証券口数	純資産
豪ドル建て 毎月分配型（豪ドル建て）	9.27	617,610 口	5,726,712
豪ドル建て 年1回分配型（豪ドル建て）	11.43	303,970 口	3,473,968
米ドル建て 毎月分配型（米ドル建て）	9.70	987,225 口	9,574,055
米ドル建て 年1回分配型（米ドル建て）	10.74	838,722 口	9,006,673

添付の注記は当財務書類の一部である。

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

発行済受益証券口数の変動表
2018年3月31日に終了した期間

豪ドル建て 毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	930,070
発行受益証券口数	1,100
買戻受益証券口数	(313,560)
期末現在発行済受益証券口数	617,610

豪ドル建て 年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	392,020
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(88,050)
期末現在発行済受益証券口数	303,970

米ドル建て 毎月分配型

期首現在発行済受益証券口数	1,511,075
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(523,850)
期末現在発行済受益証券口数	987,225

米ドル建て 年1回分配型

期首現在発行済受益証券口数	917,102
発行受益証券口数	0
買戻受益証券口数	(78,380)
期末現在発行済受益証券口数	838,722

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

財務書類に対する注記

2018年3月31日現在

注1 - 組織

トラスト

ノムラ・ファンド・セレクト（以下「トラスト」という。）は、マスター・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」という。）とグローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「管理会社」という。）により締結された2012年6月8日付基本信託証書により設立された。トラストは、ケイマン諸島の信託法（改訂済）に準拠するユニット・トラストである。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）に従って投資信託として規制され、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）に登録されており、英文目論見書および監査済財務諸表を毎年CIMAに提出する義務を負っている。

受託会社は、ケイマン諸島で設立され、管理会社の完全子会社である。

管理会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従って適法に設立され有効に存続する、投資信託事業の認可を付与された信託会社である。

ファンド

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド（以下「ファンド」という。）は、受託会社と管理会社との間で締結された2013年8月2日付補遺信託証書により設立された。

ファンドは、基本信託証書に記載される状況に従い償還する場合を除いて、

- () 2018年9月28日または受託会社が管理会社および投資顧問会社と協議した上で決定するそれよりも遅い日（ただし、基本信託証書の締結日から149年を超えないものとする。）、または
- () 純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、または管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社が適切と考えるその他の理由（投資対象ファンドの破綻または終了を含むが、これらに限らない。）があった場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により決定する日に

償還する。

各クラスは、当該クラスに帰属する純資産総額が米ドルクラス受益証券については5,000万米ドル、豪ドルクラス受益証券については5,000万豪ドルを下回った場合、管理会社および投資顧問会社と協議した上で受託会社の裁量により、償還する場合がある。

ファンドの投資目的は、高水準のインカム・ゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を目指すことによりトータル・リターンを追求することである。ファンドは、主にフィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカム（以下「投資対象ファンド」という。）のクラスF（ヘッジド）ユニット（以下「投資対象ファンド受益証券」という。）に投資することにより、その目的の達成を目指す。したがって、ファンドは、投資対象ファンドのフィーダー・ファンドであり、受益証券の販売による手取金の全額を投資対象ファンドに投資する。

ファンドの資産の大部分は投資対象ファンド受益証券に投資される。そのため、ファンドの運用成果は、投資対象ファンドのポートフォリオの運用成果の影響を受ける。また、ファンドの投資成果は、以下に記載する為替取引の影響も受けることとなる。

豪ドルクラスの受益証券については、（豪ドルクラスの受益証券の表示通貨である）豪ドルと（ファンドの表示通貨である）米ドルとの間の為替変動リスクを減少させるために、米ドルに対し豪ドルを購入する為替先渡契約（以下「為替取引」という。）が締結される。為替先渡契約は、通常、豪ドルクラスの受益証券に帰属する純資産総額（豪ドルクラスのみ）に帰属する為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの可能な限り100%に等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

豪ドルクラスの受益証券は、為替取引を利用することで、利益が出る場合もあれば、損失を被る場合もある。一般的には、為替先渡契約による利益または損失は、その為替先渡契約期間中の関連する2通貨間の金利差により決まる。豪ドル金利が米ドル金利よりも低い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の費用となる。豪ドル金利が米ドル金利よりも高い場合には、その金利差が豪ドルクラスの受益証券の利益となることが期待される。

為替取引は定期的に見直されるが、いかなる場合においても、為替取引が豪ドルクラスの受益証券の対米ドルの為替変動リスクを完全に排除するわけではない。

米ドルクラスの受益証券について為替取引は行われない。

注2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して作成されており、以下の重要な会計方針が含まれている。

投資有価証券

- (a) 証券取引所に上場されているか、その他の規制市場で取引されている証券は、かかる取引所もしくは市場で取引または評価された入手可能な最新の価格で評価される。証券が、複数の証券取引所もしくは市場において上場または取引されている場合、当該証券の主要な市場を構成する証券取引所またはその他の規制された市場における入手可能な最新の終値または最も代表的な価格が用いられる。
- (b) いずれの証券取引所においても上場されておらず、いずれの規制された市場においても取引されていない証券または上記(a)に基づき決定された価格がその公正価格を表していない証券は、その入手可能な最新の市場価格で評価される。かかる市場価格がない場合、またはかかる市場価格が当該証券の公正な市場価格を表していない場合、当該証券は、その合理的に予測可能な売値に基づき慎重かつ誠実に評価される。
- (c) 投資対象は、国際的に認められた値付け業者による値付けに基づいて価格を決定することができる。
- (d) 市場相場が容易に入手できない証券またはその他の資産は、管理会社、投資顧問会社および副投資顧問会社の助言を受けて管理事務代行会社が採用する手続きに従って誠実に決定される公正価格で評価される。
- (e) その他の投資ピークルまたは投資ファンドの受益証券または投資証券は、これらの投資ピークルまたは投資ファンドの管理事務代行会社によって計算され、受託会社の意見において合理的であり、誠実に決定された、入手可能な直近の受益証券または投資証券 1 口当たり純資産価格で評価される。
- (f) 現金およびその他の流動資産は、未収利息を含むその額面価額で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生基準で認識される。配当金は、配当落日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均原価を基準に算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末現在の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建ての投資有価証券取引は、取引日に適用される為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、投資有価証券に係る為替レートの変動の結果生じる運用実績の部分と、保有証券の市場価格変動から生じる部分を分離しない。かかる変動は、投資有価証券による実現および未実現純損益に計上される。

2018年3月31日現在の為替レート：

1 米ドル = 1.30276 豪ドル

1 米ドル = 0.81241 ユーロ

為替先渡取引

為替先渡取引は、満期までの残存期間に関して期末現在で適用される先渡レートで評価される。為替先渡契約によって生じた損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書に、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注 3 - 受託会社報酬

受託会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から受託会社に払い戻される。

注 4 - 管理会社報酬

管理会社は、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.01%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理会社に払い戻される。

注 5 - 投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、各四半期中の各評価日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.25%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、投資顧問会社に払い戻される。

注 6 - 保管会社報酬

保管会社は、その業務につき、取引手数料および費用に加え、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.03%に相当する額の報酬を、ファンドの資産から、米ドルにより、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、保管会社に払い戻される。

注 7 - 管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.10%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

ファンドに関して生じたすべての適切な立替費用および支出金もまた、ファンドの資産から、管理事務代行会社に払い戻される。

注 8 - 代行協会員報酬

代行協会員は、その業務につき、各四半期中の各ファンド営業日に計算されるファンドの純資産総額の年率0.70%に相当する額の報酬を、米ドルにより、ファンドの資産から、暦年ベースの四半期ごとに後払いで受領する権利を有する。

注 9 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社報酬	16,694
代行協会員報酬	46,720
管理事務代行報酬	6,675
保管会社報酬	2,004
受託会社報酬および管理会社報酬	1,334
現金支出費	667
専門家報酬	8,140
未払費用	<u>82,234</u>

注10 - 分配

管理会社は、受託会社および投資顧問会社と協議した上で、原則として、当該クラスの受益証券 1 口当たり純資産価格、当該クラスに帰属する純投資収益ならびに純実現および未実現キャピタル・ゲインを考慮の上で、月次またはそれ以外の中間的な分配を行うことができる。また、分配金を合理的な水準に保つために必要があると考える場合、分配可能なそれ以外の資金から分配を行うことができる。分配の金額の一貫性を維持するため、ある期間における当該クラスに帰属するインカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインの水準とその時点の分配金額は異なる可能性がある。

米ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 毎月分配型クラスの受益証券については、管理会社は、毎月 5 日（以下「月次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

米ドル建て 年 1 回分配型クラスの受益証券および豪ドル建て 年 1 回分配型クラスの受益証券については、管理会社は、毎年 9 月 5 日（以下「年次分配基準日」という。）時点の受益者に対して分配を行うことを予定している。管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して行うこともできる。

以下、月次分配基準日および年次分配基準日を「分配基準日」という。

分配基準日がファンド営業日ではない場合、その直前のファンド営業日または管理会社が受託会社および投資顧問会社と協議した上で随時決定するその他の日時点の受益者に対して分配が行われる。

各分配基準日において分配が行われる保証はない。受益者は、豪ドルクラスの受益証券に関して行われる為替取引に起因するインカム・ゲインおよびインカム・ロス等により、分配の水準および頻度がクラスごとに異なることに注意するべきである。

2018年 3 月31日に終了した期間に、ファンドは総額277,627米ドルの分配を行った。

注11 - 税金

ケイマン諸島の現行法では、ファンドは、いかなる所得税、資産税、譲渡税、売却税その他の税金も課されることがなく、また、ファンドによる受益者への支払いまたは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払いに対して適用される源泉徴収税も賦課されない。

ファンドは、特定の利息、配当金およびキャピタル・ゲインに対し海外源泉徴収税が賦課されることがある。

注12 - 購入および買戻し

受益証券の募集

受益証券は、適格投資家に対してファンド営業日において継続的に募集される。受益証券の発行価格は、受益証券の購入申込書が受領された評価日時点における該当するクラスの受益証券 1 口当たり純資産価格とする。ただし、受益証券の購入申込書は、取引締切時間（下記で定義される。）までに受領されなければならない。投資者一人当たりの投資口数は100口以上 1 口単位、または管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する口数とする。受益証券は、整数でのみ発行される。申込みは、当該クラスの受益証券の口数単位で行うことができる。販売会社に支払われる該当するクラスの受益証券の 1 口当たり純資産価格の最大3.00%（税抜き）の販売手数料が発生する。

受益証券の購入申込書は、申込みを行ったファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日時（「取引締切時間」）までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。当該クラスの表示通貨による支払いは、当該ファンド営業日から起算して 6 ファンド営業日以内または管理会社がその単独の裁量により随時決定することができるその他の日まで、あるいは（豪ドルクラスについては）もし 6 ファンド営業日目がメルボルンの銀行営業日でない場合はメルボルンの銀行営業日であるその直後のファンド営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受益証券の購入注文の全部または一部を拒否することができ、上記の適切に記入された申込書および支払いが適時に受領されなかった一切の注文を取り消すことができる。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日において受益者の希望により買い戻される。受益者は、該当するクラスの受益証券を買い戻すよう管理会社に請求する買戻通知を送付することができる。買戻しの申込みは 1 口以上 1 口単位（または管理会社が投資顧問会社と協議の上で決定することができるそれ以外の単位）とする。買戻通知は、申込みを行うファンド営業日の正午（ルクセンブルグ時間）または管理会社が随時決定することができるその他の日および / もしくは時間までに、管理事務代行会社によって受領されなければならない。

受益証券 1 口当たりの買戻価格は、買戻通知が受領されたファンド営業日に適用される評価日における該当するクラスの受益証券 1 口当たり純資産価格とする。買戻手数料はない。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの表示通貨建ての電信送金により、申込みを行ったファンド営業日から起算して 6 ファンド営業日以内もしくは管理会社が投資顧問会社と協議の上随時決定することができるその他の期間まで、または（豪ドルクラスの受益証券については）当該 6 ファンド営業日がメルボルンの銀行休業日であった場合にはその直後のメルボルンの銀行営業日までに行われるものとする。

管理会社は、受託会社と協議の上、一切の買戻請求を停止、拒否、または取り消すことができ、また、買戻代金の支払いを延期することができる。

管理会社は、純資産価額、市場の流動性および / または関連するとみなすその他の条件を考慮の上、大量の買戻請求からファンドの円滑な運用を守るための防御的手段として、受託会社と協議の上、買戻請求の金額を制限する、または当該買戻請求の受領を停止することができる。とりわけ、投資対象ファンドがその発行する受益証券の買戻しの停止を宣言するか、同種的手段を取ったことにより、ファンドがある買戻日において受領したすべての買戻請求を処理するために必要な受益証券の買戻しを行うことができない場合、管理会社は、受託会社と協議の上、そのファンド営業日において買い戻される各クラスの受益証券の数を管理会社が決定する数量および方法により制限することがある。

注13 - 為替先渡取引

注 1 に記載されている豪ドルクラス受益証券について対米ドルの為替変動リスクを低減するために行われた為替先渡取引に関して、2018年 3 月31日現在で、ファンドが保有している未決済の取引は以下のとおりであった。

購入通貨	購入金額	売却通貨	売却金額	満期日	未実現利益（損失） （米ドルで表示）
米ドル	2,031,891	豪ドル	2,634,078	2018年 4 月10日	9,947
米ドル	1,247,807	豪ドル	1,617,617	2018年 4 月10日	6,109
豪ドル	102	米ドル	80	2018年 4 月10日	(2)
米ドル	100,720	豪ドル	128,082	2018年 4 月10日	2,404

米ドル	74,006	豪ドル	94,817	2018年4月10日	1,223
米ドル	63,755	豪ドル	82,720	2018年4月26日	257
米ドル	63,755	豪ドル	82,724	2018年4月10日	255
米ドル	7,263	豪ドル	9,229	2018年4月26日	179
米ドル	7,263	豪ドル	9,230	2018年4月10日	178
米ドル	9,940	豪ドル	12,803	2018年4月10日	112
米ドル	108	豪ドル	138	2018年4月10日	2
米ドル	7	豪ドル	10	2018年4月10日	0
米ドル	7	豪ドル	10	2018年4月26日	0
豪ドル	1,617,257	米ドル	1,247,807	2018年5月10日	(6,308)
豪ドル	2,633,491	米ドル	2,031,891	2018年5月10日	(10,272)
豪ドル	1,700,755	米ドル	1,338,285	2018年4月26日	(32,744)
豪ドル	1,700,342	米ドル	1,338,652	2018年4月10日	(33,453)
豪ドル	2,627,507	米ドル	2,067,525	2018年4月26日	(50,586)
豪ドル	2,879,058	米ドル	2,266,636	2018年4月10日	(56,643)
					<u>(169,342)</u>

金額は四捨五入され、1に満たない金額は0と表示されている。

注14 - 償還

ファンドの信託証書に記載されているように、ファンドは2018年9月28日に償還となり、存続期間は延長されない予定である。

（２）【投資有価証券明細表等】

ノムラ・ファンド・セレクト - ストラテジック・インカム・ファンド

投資有価証券明細表

2018年３月31日現在

（米ドルで表示）

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	純資産価額	純資産に 占める割合 (%)
ルクセンブルグ				
投資信託				
2,519,017	フィデリティ・グローバル・ボンド・シリーズ - 米ドル・マンスリー・インカムのクラスF (ヘッジド) ユニッツ	25,377,813	25,366,500	98.92
		25,377,813	25,366,500	98.92
	ルクセンブルグ合計	25,377,813	25,366,500	98.92
	投資有価証券合計	25,377,813	25,366,500	98.92

(1) 数量は、受益証券口数を表す。

添付の注記は当財務書類の一部である。

4【管理会社の概況】

（１）【資本金の額】

2018年４月末日現在、管理会社の資本金の額は50万ユーロ（約6,620万円）です。

（注）ユーロの円貨換算は、2018年４月27日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１ユーロ＝132.39円によります。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

管理会社の事業目的は、ケイマン諸島の法律に抵触しない範囲においていかなる制約も受けません。

管理会社は、ファンドの資産の運用、管理およびファンド証券の発行・買戻し等の業務を行います。管理会社は、投資顧問会社である野村アセットマネジメント株式会社にファンドの投資運用業務を委託しております。

管理会社は、2018年４月末日現在、以下の投資信託の運用を行っており、その管理財産は約459億円です。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託	29	266,466,167.56 米ドル
		1	109,835,274.62 トルコリラ
		2	2,636,052.39 ユーロ
		16	2,548,052,540 円
		23	131,796,498.80 豪ドル

（３）【その他】

本書提出前６か月以内において管理会社に重要な影響を及ぼした事実、または及ぼすことが予想される事実は認知しておりません。

5【管理会社の経理の概況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング・リミテッドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2018年4月27日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.39円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

（１）【資産及び負債の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

貸借対照表

2017年３月31日現在

（単位：ユーロ）

		2017年 3 月31日		2016年 3 月31日	
	注記	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
金融資産					
関連会社株式	5	600,000	79,434	600,000	79,434
長期保有目的投資有価証券	5	3,212	425	3,096	410
		603,212	79,859	603,096	79,844
流動資産					
債権					
売掛金					
a) 1 年以内に期限が到来		2,227,918	294,954	1,992,630	263,804
銀行預金および手許現金	9	1,631,237	215,959	3,488,629	461,860
		3,859,155	510,914	5,481,259	725,664
資産合計		4,462,367	590,773	6,084,355	805,508
資本、準備金および負債					
資本および準備金					
株式資本	3	500,000	66,195	500,000	66,195
繰越損益	4	1,446,356	191,483	1,250,103	165,501
当期損益	4	384,601	50,917	196,252	25,982
		2,330,957	308,595	1,946,355	257,678
債務					
買掛金					
a) 1 年以内に期限が到来	7	69,910	9,255	35,000	4,634
関連会社に対する債務					
a) 1 年以内に期限が到来	7 , 9	2,061,500	272,922	4,103,000	543,196
		2,131,410	282,177	4,138,000	547,830
資本、準備金および負債合計		4,462,367	590,773	6,084,355	805,508

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

（２）【損益の状況】

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

損益計算書

2017年３月31日に終了した年度

（単位：ユーロ）

	注記	2017年３月31日		2016年３月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
１から５．総損益	10	425,755	56,366	196,528	26,018
11．その他の未収利息および類似の収益					
b) その他の利息および類似の収益		113,201	14,987	15,592	2,064
13．金融資産および流動資産として保有される投資有価証券に係る評価額調整	5	(8)	(1)	-	-
14．未払利息および類似の費用					
a) 関連会社に関連するもの	9	(21,014)	(2,782)	(9,490)	(1,256)
b) その他の利息および類似の費用	5	(133,333)	(17,652)	(6,378)	(844)
16．税引後損益		384,601	50,917	196,252	25,982
18．当期損益		384,601	50,917	196,252	25,982

添付の注記は当該財務諸表の重要な部分である。

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー

財務諸表注記

2017年3月31日現在

1. 概況

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「当社」という。）は、1998年2月27日にケイマン諸島の会社法に基づいて適用免除会社として設立された。当社は、当初「グローバル・ファンズ・カンパニー」という名称で登録されていたが、1998年3月13日付けの特別決議により名称を変更した。当社は、銀行および信託会社法に基づき、1998年3月13日に信託免許を取得した。また同日に、当社はケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づき発行されたミューチュアル・ファンド管理業者免許も取得した。当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の完全子会社である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.は、英国の法律のもとで設立され、ロンドンに登録上の事務所を有する持株会社であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシー（以下、「親会社」という。）の子会社である。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディング・ピーエルシーの連結財務諸表は、英国、EC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1にて入手可能である。

ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の最終的な親会社は、日本の法律のもとで設立され、東京に登録上の事務所を有する持株会社である野村ホールディングス株式会社である。野村ホールディングス株式会社の連結財務諸表は、〒103-8645 東京都中央区日本橋1-9-1で入手可能である。

当社の主な事業活動は、投資ファンドに対して受託および運用サービスを提供し、それによって受託および運用報酬を得ることである。

2. 重要な会計方針

作成の基礎

当社の財務諸表は、ルクセンブルグの法律および規制要件、ならびにルクセンブルグで一般に公正妥当と認められる会計原則に従い作成されている。

重要な会計方針の概要は以下の通りである。

外貨換算

当社は会計帳簿をユーロ建てで記帳しており、当該財務諸表はユーロ建てで表示されている。

ユーロ以外の通貨建ての資産および負債は、貸借対照表日現在の為替レートでユーロに換算される。ユーロ以外の通貨建ての収益および費用は、取引日現在の為替レートでユーロに換算される。外貨換算により生じる為替差損益は、当期の損益を決定する際に、損益計算書に計上される。

費用

費用は発生主義で計上される。

受取利息

受取利息は発生主義で計上される。

総損益

総損益には、その他外部費用を差し引いた、管理運用するファンドから受領する管理報酬が含まれている。売上高は、発生主義に基づいて計上される。

金融資産

金融資産は低価法で測定される。

前年度の再分類

2016年3月31日現在の比較数値は、適切な比較を可能にするために再分類されている。再分類は事業年度の利益に影響しない。

3. 株式資本

発行済みで全額払込済みの株式資本は、1株当たり額面10ユーロの記名株式50,000株で構成されている。当社は自己株式を取得していない。

4. 繰越損益

	(ユーロ)
2015年3月31日現在残高	770,001
前期利益	480,102
宣言された配当	-
2016年3月31日現在残高	1,250,103
2016年3月31日現在残高	1,250,103
前期利益	196,252
宣言された配当	-
2017年3月31日現在残高	1,446,356

5. 金融資産

金融固定資産の内訳は以下の通りである。

関連会社株式

当社は、2011年6月8日に設立されたケイマンに所在する法人であるマスター・トラスト・カンパニーの株式を100%所有している。

会社名	持分	取得原価（ユーロ）	2017年3月31日現在の純資産（ユーロ）
マスター・トラスト・カンパニー	100%	600,000	2,088,971

長期保有目的投資有価証券

長期保有目的投資有価証券の内訳は、投資ファンドの受益証券・株式への投資である。

長期保有目的投資有価証券の増減は、以下のように要約される。

	2017年3月31日 (ユーロ)
取得原価：	
期首現在	3,287
期中の取得	80
期中の売却	(18)
期末現在	3,349
価格調整：	
期首現在	-
当期価格調整	(8)
期末現在	(8)
為替の影響(*)	(129)
期末の正味価値	3,212
期末の市場価値	3,409

(*) 当該金額は、損益計算書の「その他の未払利息および類似の費用」の項目に含まれている。

6. 租税

当社は、ケイマン諸島政府から、現地におけるすべての収益、利益およびキャピタル・ゲインに係る税金を2018年4月14日まで免除することを約束されている。現時点では、ケイマン諸島にはかかる税金は存在しない。

当社は、特定の利息、配当およびキャピタル・ゲインの総額に対して課税される外国源泉徴収税の対象となる可能性がある。

7. 債務

2017年3月31日現在、債務は、監査費用65,000ユーロ、2015年1月12日および2016年9月28日付けで当社とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの間で締結された2つの契約に基づくグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーに対する未払報酬23,500ユーロ、その他の未払金4,910ユーロならびに2014年3月31日付けで当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬2,038,000ユーロで構成される。提供される業務には、資産管理サポート、法律業務、コンプライアンス、内部監査、ITならびに管理事務代行業務およびインフラ業務等が含まれるが、これらに限定されない。

2016年3月31日現在、債務は、監査費用30,368ユーロ、上記記載の枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払報酬4,103,000ユーロ、およびその他の未払金4,632ユーロで構成されていた。

8. 従業員

当社は、2017年3月31日および2016年3月31日に終了した年度において、従業員はいなかった。

9. 関連会社間取引

当社は、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.（ルクセンブルグにおいて設立）の完全子会社である。当社の最終的な親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

通常の事業活動において、多数の銀行取引がノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.との間で行われている。これらには、当座勘定および外国為替取引が含まれる。

2017年3月31日に終了した年度において、当社はノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に開設した当座勘定に係る借入利息21,014ユーロ（2016年：9,490ユーロ）を支払った。適用される利率は、非関連会社の顧客に適用されるものと同じ利率である。

さらに、ノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.およびグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーより当社に対して報酬が請求される（上述の注記7を参照のこと。）。

10. 総損益

2017年3月31日および2016年3月31日現在、以下のとおり分析される。

	2017年3月31日 (ユーロ)	2016年3月31日 (ユーロ)
管理報酬	9,862,059	10,088,871
その他の外部費用	(9,436,304)	(9,892,343)
	425,755	196,528

2017年3月31日現在、その他の外部費用は、当社とノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.の間で締結された枠組契約に基づくノムラ・バンク・ルクセンブルクS.A.に対する未払年間報酬8,950,000ユーロ（2016年3月31日：9,611,000ユーロ）および合計486,304ユーロのその他の報酬（2016年3月31日：281,343ユーロ）で主に構成されている。

11. 運用資産

運用資産は、当社が受益者として保有するものではなく、投資運用責任を有する資産であるため、貸借対照表には含まれていない。2017年3月31日現在における当該資産残高は約40,899百万ユーロ（2016年：38,823百万ユーロ）である。

[次へ](#)

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Balance Sheet at March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
ASSETS			
FIXED ASSETS			
Financial assets			
Shares in affiliated undertakings	5	600,000	600,000
Investments held as fixed assets	5	<u>3,212</u>	<u>3,096</u>
		603,212	603,096
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade debtors			
a) becoming due and payable within one year		2,227,918	1,992,630
Cash at bank and in hand	9	<u>1,631,237</u>	<u>3,488,629</u>
		3,859,155	5,481,259
TOTAL (ASSETS)		<u>4,462,367</u>	<u>6,084,355</u>
CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	500,000	500,000
Profit or loss brought forward	4	1,446,356	1,250,103
Profit or loss for the financial year	4	<u>384,601</u>	<u>196,252</u>
		2,330,957	1,946,355
CREDITORS			
Trade creditors			
a) becoming due and payable within one year	7	69,910	35,000
Amounts owed to affiliated undertakings			
a) becoming due and payable within one year	7, 9	<u>2,061,500</u>	<u>4,103,000</u>
		2,131,410	4,138,000
TOTAL (CAPITAL, RESERVES AND LIABILITIES)		<u>4,462,367</u>	<u>6,084,355</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Profit and loss account
for the year ended March 31, 2017
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2017	March 31, 2016
1. to 5. Gross profit or loss	10	425,755	196,528
11. Other interest receivable and similar income			
b) other interest and similar income		113,201	15,592
13. Value adjustments in respect of financial assets and of investments held as current assets	5	(8)	---
14. Interest payable and similar expenses			
a) concerning affiliated undertakings	9	(21,014)	(9,490)
b) other interest and similar expenses	5	(133,333)	(6,378)
16. Profit or loss after taxation		384,601	196,252
18. Profit or loss for the financial year		<u>384,601</u>	<u>196,252</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

**Notes to the financial statements
As at March 31, 2017****Note 1 – General**

Global Funds Trust Company (the "Company") was incorporated as an exempted company on February 27, 1998 under the Companies Law of the Cayman Islands. The Company was originally registered under the name 'Global Funds Company' and changed its name by special resolution on March 13, 1998. The Company obtained a trust license effective March 13, 1998 under the Banks and Trust Company Law. Effective that same date, the Company also obtained a Mutual Fund Administrators License issued under the Mutual Funds Law of the Cayman Islands. The Company is a wholly owned subsidiary of Nomura Bank (Luxembourg) S.A..

Nomura Bank (Luxembourg) S.A. is a subsidiary of Nomura Europe Holding Plc (the "Parent company"), a holding company incorporated under the laws of United Kingdom and whose registered office is in London. The consolidated accounts of Nomura Europe Holding Plc may be obtained at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Nomura Bank (Luxembourg) S.A.'s ultimate parent is Nomura Holdings, Inc., a holding company incorporated under the laws of Japan whose registered office is in Tokyo. The consolidated accounts of Nomura Holdings, Inc. may be obtained at 1-9-1, Nihonbashi, Chuoku, Tokyo 103-8645, Japan.

The principal activity of the Company is to provide trust and management services to investment funds for which it receives trustee and management fees.

Note 2 – Summary of significant accounting policiesBasis of preparation

The financial statements of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounting records in Euro (EUR) and its financial statements are expressed in this currency.

Assets and liabilities in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the balance sheet date. Income and expenses in currencies other than EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction dates. The exchange gain or loss arising from the translation of foreign currencies is recognised in the profit and loss account in determining the profit or the loss for the year.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
 As at March 31, 2017

Note 2 – Summary of significant accounting policies (continued)

Expenses

Expenses are recorded on an accruals basis.

Interest income

Interest income are recorded on an accruals basis.

Gross profit or loss

Gross profit or loss includes the management fees earned from funds under management less other external charges. The turnover is recorded on an accrual basis.

Financial assets

Financial assets are valued at the lower of cost or market value.

Reclassification of prior year figures

Comparative figures as of March 31, 2016 have been reclassified to allow proper comparison. Reclassifications made have no impact on the profit for the financial year.

Note 3 – Subscribed capital

The share capital which is issued and fully paid represents 50,000 registered shares of a par value of EUR 10 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Profit or loss brought forward

Balance as at March 31, 2015	770,001
Previous year's profit	480,102
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2016	1,250,103
Balance as at March 31, 2016	1,250,103
Previous year's profit	196,252
Dividends declared	---
Balance as at March 31, 2017	1,446,356

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
 As at March 31, 2017

Note 5 – Financial assets

Financial fixed assets consist of :

Shares in affiliated undertakings

The Company owns 100% of the shares issued by Master Trust Company, a Cayman domiciled company incorporated on June 8, 2011.

Company name	Interest	Acquisition Cost (EUR)	Net Equity March 31, 2017 (EUR)
Master Trust Company	100%	600,000	2,088,971

Investments held as fixed assets

Investments held as fixed assets consist of investments in units/shares of investment funds.

Movements in investments held as fixed assets are summarised as follows:

	March 31, 2017 EUR
Acquisition cost	
at the beginning of the year	3,287
acquisitions during the year	80
disposals during the year	(18)
at the end of the year	3,349
Value adjustments	
at the beginning of the year	---
Value adjustments for the year	(8)
at the end of the year	(8)
Foreign exchange impact (*)	(129)
Net value at the end of the year	3,212
Market value at the end of the year	3,409

(*) This amount is included in the caption "Other interest payable and similar expenses" of the profit and loss account.

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2017**Note 6 – Taxation**

The Company has received an undertaking from the Cayman Islands Government exempting it from all local income, profits and capital gains tax until April 14, 2018. No such taxes exist in the Cayman Islands at the present time.

The Company may be subject to foreign withholding tax on certain interest, dividends and capital gains, imposed on a gross basis.

Note 7 – Creditors

As at March 31, 2017, they consist of audit fees for an amount of EUR 65,000, fees payable to Global Funds Management S.A. for an amount of EUR 23,500 following two agreements signed between the two entities on January 12, 2015 and September 28, 2016, other payable for an amount of EUR 4,910 and the fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 2,038,000 following a framework agreement signed between the two entities on March 31, 2014. The services provided include without limitation asset management support, legal affairs, compliance, internal audit, IT, administrative, infrastructure services, etc.

As at March 31, 2016, they consisted of audit fees for an amount of EUR 30,368, fees payable to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 4,103,000 following the same framework agreement mentioned above and other payable for an amount of EUR 4,632.

Note 8 – Staff

The Company did not have any employees during the years ended March 31, 2017 and March 31, 2016.

Note 9 – Related party transactions

The Company is fully owned by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg). The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with Nomura Bank (Luxembourg) S.A. in the normal course of business. These include current accounts and foreign exchange currency transactions.

For the year ended 31 March 2017, the Company paid debit interests on its current accounts opened at Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 21,014 (2016: EUR 9,490). The interest rates applied are derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non-related party clients.

In addition, fees are invoiced to the Company by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. and Global Funds Management S.A. (cf. Note 7 above).

GLOBAL FUNDS TRUST COMPANY

Notes to the financial statements (continued)
As at March 31, 2017

Note 10 – Gross profit and loss

As at March 31, 2017 and 2016, this caption can be analysed as follows:

	March 31, 2017 EUR	March 31, 2016 EUR
Management fees	9,862,059	10,088,871
Other external charges	(9,436,304)	(9,892,343)
	<u>425,755</u>	<u>196,528</u>

As at March 31, 2017, Other external charges consist mainly of annual fees due to Nomura Bank (Luxembourg) S.A. for an amount of EUR 8,950,000 following a framework agreement signed between the two entities (March 31, 2016: EUR 9,611,000) and other fees for a total amount of EUR 486,304 (March 31, 2016: EUR 281,343).

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 40,899 million as at March 31, 2017 (2016: EUR 38,823 million).

独立監査人の監査報告書

グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
取締役会 御中

財務諸表の監査報告書

監査意見

我々は、グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下、「貴社」という。）の2017年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の説明情報で構成される、財務諸表について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務諸表は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して、貴社の2017年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについてすべての重要な点において公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、国際監査基準（以下、「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。当該基準の下での我々の責任については、本報告書の「財務諸表の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。我々は国際会計士倫理基準審議会の職業会計士の倫理規程（以下、「I E S B A 規定」という。）に従って貴社から独立した立場にあり、我々はI E S B A 規定に従って他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

経営陣は、運営および管理事務情報で構成されるその他の情報に関して責任を負う。

財務諸表に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務諸表の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務諸表または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々に報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営陣および取締役会の責任

経営陣は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して当財務諸表の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務諸表を作成するために必要であると経営陣が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務諸表の作成において、経営陣は、貴社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣が貴社の清算または運営の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

取締役会は、貴社の財務報告プロセスの監督に責任を負う。

財務諸表の監査に関する監査人の責任

当報告書は、取締役会のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で述べることが求められている事項を取締役に述べるために引き受けており、それ以外の目的はない。法の許す最大限の範囲で、我々は、我々の監査業務に関して、当報告書に関して、または我々が形成する意見に関して、貴社および取締役会以外に誰に対しても責任を引受けずまた負わない。

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む監査報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務諸表に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務諸表の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- 貴社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、貴社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務諸表における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、貴社が継続企業として存続しなくなる原因となることがある。
- 開示を含む財務諸表の全体的な表示、構成および内容について、また、財務諸表が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は取締役会に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

2017年 6月23日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

The Board of Directors
Global Funds Trust Company

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of Global Funds Trust Company (the Company) which comprise the balance sheet as at March 31, 2017, and the profit and loss account for the year then ended and the summary of significant accounting policies and other explanatory information.

In our opinion, the accompanying financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as at March 31, 2017 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the International Ethics Standards Board for Accountants' *Code of Ethics for Professional Accountants* (IESBA Code), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

Other information consists of Management and Administration information. Management is responsible for the other information.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management and the Board of Directors for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Luxembourg, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

The Board of Directors is responsible for overseeing the Company's financial reporting process.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

This report is made solely to the Board of Directors, as a body. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Board of Directors those matters we are required to state to them in an auditors' report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Board of Directors as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if,

individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.
- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditors' report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditors' report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the Board of Directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Ernst & Young Ltd.

June 23, 2017

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。